

天草家保通信平成24年9月号

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3

電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393

ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>

電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



第40回天草畜産共進会が開催されました

9月28日(金)に、天草家畜市場において第40回天草畜産共進会が開催されました。幸運にも当日は晴天に恵まれ、多くの関係者が出席され大いに賑わいました。出品された牛については、発育良好で手入れも行き届いており、厳正な審査の上でグランドチャンピオンを初めとして牛の多くが表彰されました。健康な天草の牛を生産し続けるためにも、日頃の観察や飼養衛生管理、定期的な畜舎の消毒等といった防疫に努めるようお願いいたします。また家保では、前日は会場の消毒を実施し、当日は会場入り口の石灰散布、噴霧器による車両消毒の徹底を指導しました。



会場の様子です。(左)審査の様子、(右)今回のグランドチャンピオン牛

渡り鳥の飛来する季節が近づいています！

幸いにも昨年度から現在に至るまで国内で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生はありません。しかし、アジア地域における発生状況を見ると、最近でも中国や台湾、ベトナムで依然として発生が見られています。また、メキシコでは6月13日にHPAIが発生しましたが、9月11日現在で44戸2230万羽が死亡もしくは殺処分されるという状況です。

これから渡り鳥の飛来する季節になりますが、養鶏農家の方は飼養衛生管理基準を遵守していただき、一日の死亡率が当日からさかのぼって21日間の死亡率の2倍を上回った場合には、家畜伝染病予防法第13条に基づいて遅滞なく早期通報していただくよう、よろしくおねがいします！

飼養衛生管理基準遵守状況調査を実施中

今月も引き続き、家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守していただくために、家畜伝染病予防法第51条に基づく農場への立入検査(原則として、年1回以上)を実施しています。

また、鳥インフルエンザを媒介すると言われる渡り鳥の季節となる冬までに、鶏の飼養衛生管理基準遵守状況調査も実施します。防鳥ネットの破れなど、病原体の侵入のおそれのある項目がありましたら、その都度補修していただき万全を期してください。

飼養衛生管理基準を遵守することは、口蹄疫やHPAIといった疾病を防ぐだけでなく、他の疾病を防ぐことにもなりますのでよろしくお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの防疫の徹底を!!農林水産省HPより

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	9月6日	牛、豚	O型
高病原性鳥インフルエンザ	中国	9月11日	家きん	H5N1
	ベトナム	7月28日~8月23日	家きん	H5N1
	ベトナム	9月3日	家きん	H5N1
	台湾※	7月7日	家きん	H5N1
	中国	7月2日	家きん	H5N1

※マカオから台湾に家きんが密輸され、摘発(台湾での発生は無し)
(9月20日現在)

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668